

算定に当たっての留意事項(1)

□ 医療従事者の配置要件

- 平成18年7月から、療養病棟入院基本料については、看護職員25:1／看護補助者25:1の配置が算定要件となる。
- **ただし、医療区分2・3の患者を8割以上受け入れている病棟は、看護職員20:1／看護補助者20:1の配置を算定要件とする。(いずれかを満たせない場合は入院基本料E(764点)を算定する。)** また、当該病棟の看護職員は月平均夜勤時間数72時間以下の要件を満たす必要はない。

□ 急性増悪時の対応

- 急性増悪により一般病棟へ転棟・転院する場合には、転棟・転院前3日間に限り、出来高算定が可能。この場合、入院基本料E(764点)を算定。

□ 180日超の特定療養費化対象から除外

- 180日超の入院患者で医療の必要性が低いものに係る特定療養費化の対象から除外。

9

算定に当たっての留意事項(2)

- 入院基本料A(1740点)、入院基本料B(1344点)又は入院基本料C(1220点)を算定する患者については、定期的(原則として月に1回)に患者又はその家族に対して、**別紙様式21又はこれに準ずる様式により作成した書面又はその写を交付の上、十分な説明を行うとともに診療録に貼付しておくこと。**なお、やむを得ない理由により説明を行うことが困難な場合であっても、患者又はその家族の求めに応じ、当該書面又はその写を交付するとともに診療録に貼付しておく。
- 1日に2つ以上の区分に該当する場合は、該当するもののうち最も高い点数の区分で算定。

10